

感染症による出席停止について

学校安全法施行規則に基づき、学校において予防すべき感染症の感染拡大を防ぐため、下記の感染症にかかった場合は、「出席停止」になります。なお、「出席停止」は欠席の扱いにはなりません。出席停止になる学校感染症と出席停止期間は下記の通りです。

感染症名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を１日目として）５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消える又は５日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後２日を経過するまで
結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まり、全身状態が良好になるまで
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、処方された消化器系の内服薬の日数まで
第３種の感染症 （コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎）	医師により感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症 （ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、流行性下痢嘔吐症など）	医師により感染のおそれがないと認めるまで